

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第 1 条関係（山形県手数料条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（326）の 3 一略一  <u>（327）から（329）まで 削除</u></p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（326）の 3 一略一  <u>（327）卸売市場法及 地方卸売 15,000円</u>  <u>び食品流通構造改善市場認定</u>  <u>促進法の一部を改正申請手数</u>  <u>する法律（平成30年料</u>  <u>法律第62号）附則第</u>  <u>3条第4項前段の規</u>  <u>定に基づく地方卸売</u>  <u>市場の認定の申請</u>  <u>（卸売市場法（昭和</u>  <u>46年法律第35号）第</u>  <u>60条に規定する開設</u>  <u>者が行う申請を除</u>  <u>く。）に対する審査</u>  <u>（328）及び（329） 削除</u></p>

## 第 2 条関係（山形県手数料条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（326） 一略一  （新規）</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（326） 一略一  <u>（326）の 2 卸売市 地方卸売市 15,000円</u>  <u>場法（昭和46年法 場認定申請</u>  <u>律第35号）第13条 手数料</u>  <u>第 1 項の規定に基</u>  <u>づく地方卸売市場</u>  <u>の認定の申請に対</u></p>

(326)の2 ー略ー

(326)の3 ー略ー

(327) 卸売市場法 地方卸売 15,000円

及び食品流通構造 市場認定

改善促進法の一部 申請手数

を改正する法律 料

(平成30年法律第

62号) 附則第3条

第4項前段の規定

に基づく地方卸売

市場の認定の申請

(卸売市場法(昭

和46年法律第35

号) 第60条に規定

する開設者が行う

申請を除く。)に

対する審査

(328)及び(329) 削除

(330)～(478) ー略ー

2 ー略ー

する審査

(326)の2の2 ー略ー

(326)の3 ー略ー

(327)から(329)まで 削除

(330)～(478) ー略ー

2 ー略ー

## 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(占有の許可等)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第1項の占有の期間は、<u>工作物の設置を目的とする占有にあつては3年、その他の場合にあつては1月</u>を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>4及び5 一略一</p>	<p>(占有の許可等)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第1項の占有の期間は、<u>10年</u>を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>4及び5 一略一</p>